

枇杷島駅自転車等駐車場について

1 施設名称（設置場所）

枇杷島駅自転車等駐車場

（東口北側・東口南側・西口）

① 枇杷島駅東口（北側）

自転車等駐車場

清須市西枇杷島町七畝割

108番地23 他

② 枇杷島駅東口（南側）

自転車等駐車場

清須市西枇杷島町七畝割

108番地25

③ 枇杷島駅西口

自転車等駐車場

清須市西枇杷島町七畝割108番地27 他



枇杷島駅自転車等駐車場の位置図

2 利用方法

定期利用及び一時利用

3 管理方式

有人管理とし、管理員の勤務時間等は以下のとおりとします。

管理員勤務時間：月曜日から金曜日の午前6時30分から午後8時まで

土曜日の午前7時から午前11時まで、午後4時から午後7時まで

管理員休業日：12月31日から1月3日まで、日曜日及び祝日(振替休日を含む)

一時利用の料金徴収は電磁ロックシステムで行います。

管理員は、東口（南側）の管理室に駐在し、各施設を巡回管理します。また、巡回時間は管理員の勤務時間内で適宜行います。

なお、各施設とも管理員が不在であっても契約者は24時間利用可能です。

4 利用料金等

(1)利用料金及び収容台数

駐車 エリア	区 分		利 用 料 金			
			一時利用	定 期 利 用		
				1 か 月	3 か 月	6 か 月
東口 (北側)	自転車	一 般	100円	2,000円	5,400円	10,200円
		学 生		1,500円	4,050円	7,650円

【収容台数】 自転車 (定期利用) スライドラック 436台 平置き 27台
(一時利用) 電磁ロック 96台 小計 559台

駐車 エリア	区 分		利 用 料 金			
			一時利用	定 期 利 用		
				1 か 月	3 か 月	6 か 月
東口 (南側)	自転車	一 般	100円	2,000円	5,400円	10,200円
		学 生		1,500円	4,050円	7,650円
	原動機付自転車(一種) (50cc以下)		200円	3,000円	8,100円	15,300円
	原動機付自転車(二種) (51cc~125cc)		250円	4,000円	10,800円	20,400円

【収容台数】 自転車 (定期利用) 平置き 190台 (一時利用) 電磁ロック 50台
原付一種 (定期利用) 平置き 17台 (一時利用) バイクロック 6台
原付二種 (定期利用) 平置き 3台 小計 266台

駐車 エリア	区 分		利 用 料 金			
			一時利用	定 期 利 用		
				1 か 月	3 か 月	6 か 月
西口	自転車	一 般	100円	2,000円	5,400円	10,200円
		学 生		1,500円	4,050円	7,650円
	原動機付自転車(一種) (50cc以下)		200円	3,000円	8,100円	15,300円

【収容台数】 自転車 (定期利用) スライドラック 290台 平置き 13台
(一時利用) 電磁ロック 19台
原付一種 (定期利用) 平置き 8台 (一時利用) バイクロック 3台
小計 333台
合計 1,158台

※表中の利用料金額は、消費税を含みます。一時利用は入庫から1時間までを無料とします。



平置き



スライドラック



電磁ロック



バイクロック

(2) 学生料金

学生には、学生料金を適用します。(自転車定期利用に限る。)

学生とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学に在学する者及び義務教育終了後専ら専修学校及び各種学校に在学する者をいいます。

(3) 免除措置（清須市在住者）

定期利用者のうち、以下に該当する方は利用料金を免除します。

- ア 生活保護受給世帯に属する方
- イ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ウ 療育手帳をお持ちの方
- エ 戦傷病者手帳をお持ちの方
- オ 被爆者健康手帳等をお持ちの方
- カ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- キ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている方
- ク その他市長が特別に必要と認めた方



建設中の枇杷島駅東口(南側)自転車等駐車場

5 供用開始日：平成29年11月1日（水）

枇杷島駅周辺自転車等放置禁止区域の指定について

清須市自転車等駐車対策基本方針（抜粋）

方針3 自転車等の放置防止対策に関する施策

方針3-1 放置禁止区域の指定

放置の状況や自転車等駐車場の配置に応じた放置禁止区域設定の指定、見直しを図ることで放置を抑制し、自転車等駐車場の利用を促す。特に、自転車等駐車場の有料制を導入することで、その周辺に自転車等が放置される可能性があるため、放置禁止区域を指定していない駅については駅から300メートルを目安として、新規指定を行う。

清須市自転車等の放置に関する条例（平成17年7月7日条例第17号）第8条の規定により、枇杷島駅周辺の自転車等放置禁止区域（おおよそ半径300m以内）【下図】の指定について、平成28年1月27日開催の清須市自転車等駐車対策協議会にて承認をいただきました。

この自転車等放置禁止区域は、平成29年11月1日（水）より施行され、施行後は同区域内に放置された自転車等については、あらかじめ注意札等で指導、警告を行い、それでも従わない場合は撤去を行います。



枇杷島駅周辺の自転車等放置禁止区域図